

| 義務となる危険物施設  | 貯蔵し、又は取扱う危険物の数量              |
|---|------------------------------|
| 製造所   | 指定数量の倍数が 10 倍以上及び地下タンクを有するもの |
| 屋内貯蔵所   | 指定数量の倍数が 150 倍以上             |
| 屋外タンク貯蔵所  | 指定数量の倍数が 200 倍以上             |
| 屋外貯蔵所   | 指定数量の倍数が 100 倍以上             |
| 地下タンク貯蔵所  | すべて                          |
| 移動タンク貯蔵所  | すべて                          |
| 給油取扱所   | 地下タンクを有するもの                  |
| 移送取扱所   | すべて                          |
| 一般取扱所   | 指定数量の倍数が 10 倍以上及び地下タンクを有するもの |
| (備考)次の危険物施設は除く  |                              |
| <input type="radio"/> 鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規程を定めているもの<br><input type="radio"/> 火薬取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めているもの<br><input type="radio"/> 指定数量の倍数が30以下でかつ、引火点が40°C以上の第四類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所(地下タンクを有するものを除く。)<br><input type="radio"/> 移送取扱所のうち配管の延長が15mを超えるもの及び配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上で、かつ、配管の延長が7m以上15m以下のもの。 |                              |